

運営規程

指定訪問介護事業所 ひょうたん島

（事業の目的）

第1条 有限会社山和が開設する指定訪問介護事業所ひょうたん島（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護事業を提供することを目的とする。

（指定訪問介護の運営方針）

第2条 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 指定訪問介護事業所 ひょうたん島
- ② 所在地 愛知県尾張旭市南栄町旭ヶ丘 40-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるために必要な指令命令を行う。

（2）サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は次に掲げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画（訪問介護予防訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用申し込みに係る調整をする。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実地状況を把握する。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。

（3）訪問介護員等 2.5以上（常勤換算）

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

（4）事務職員

事務職員は、事務の実施にあたって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から日曜日まで（年中無休）とする。
- ② 営業時間：午前8時から午後5時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 身体介護
 - ② 生活援助
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、尾張旭市、瀬戸市、長久手市、名古屋市名東区、名古屋市守山区の区域とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じる。

- (1) 虐待防止委員会（ビデオ web 会議ツール等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に（年2回）実施する。
 - (4) 虐待防止に関する責任者を選定する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第10条 事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じる。

- ① 従業者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ② 前項については、有限会社山和が開設する指定訪問看護事業所ひょうたん島と協同し、定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第12条 事業所は、事業所及び関連施設（医療ケアシェアハウスひょうたん島）において感染症が発生し、又は蔓延しないよう措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ビデオ web 会議ツール等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（6 か月に 1 回）に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 委員会において、感染対策担当者を選定する。
- (4) 定期的な研修（年に 2 回）・訓練（シミュレーションを含む）の実施

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員を含む。以下に同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次の通りに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 2 か月以内
- ② 継続研修 年 1 回

2 事業所は、認知症介護に係る基礎的研修の受講を行う。

- ① 介護職員等のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- ② 事業所が新たに採用した従業者（新規・中途問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後 1 年間の猶予期間中に研修を受講させること。

3 事業所は、ハラスメント対策として指針を整備し、次の措置を講じる。

- ① 従業者の就業環境が害されることがないように、周知・啓発を行う。また、研修を実施し、定期的な話し合いの場を設け、発生状況の把握に努める。
- ② 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える行為は組織として許容しない。
- ③ ハラスメント事案が発生した場合、当事業所における行動指針を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討する。
- ④ ハラスメントと判断された場合は、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善などの必要な措置を講ずる。

- 4 事業所は、利用者又は家族の個人情報に関する守秘義務について適切な取り扱いに努める。
- ① 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 訪問介護員等であった者が従業者でなくなった後においても前項の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、記録の整備を行い、その完結の日から5年間保存とする。
- 6 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 7 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制その他利用申し込みの選択に資すると思われる重要事項を掲示し、周知しなければならない。
- 8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社山和と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成 27 年 4 月 1 日 から施行する。

この規程は 平成 28 年 6 月 1 日 から施行する。

この規程は 平成 29 年 6 月 1 日 から施行する。

この規程は 平成 30 年 4 月 1 日 から施行する。

この規程は 平成 30 年 6 月 1 日 から施行する。

この規程は 令和 元 年 6 月 1 日 から施行する。

この規程は 令和 元 年 11 月 1 日 から施行する。

この規定は 令和 3 年 6 月 1 日 から施行する。

この規定は 令和 4 年 6 月 1 日 から施行する。

この規定は 令和 5 年 6 月 1 日 から施行する。

この規定は 令和 6 年 11 月 1 日 から施行する。